最終更新日：2016年7月5日
双葉電子工業株式会社
代表取締役社長　高橋　和伸
問合せ先：業務管理本部総務部 0475-24-1352
証券コード：6986
http://www.futaba.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、「本質之直視」を企業哲学と定め、ものづくりの現場から業務執行全般に至るまで、常に本質を見失うことなく事業を推進することにより、当社の企業理念である「なくてはならない器材・サービスを創出し世界の発展に貢献する」ことを追求し、社会に有用な企業であり続けたいと念願しております。
この目的の達成にあたっては、経営の諸問題に関して、業務の妥当性・効率性・適法性を確保し、ステークホルダーに対する責任を果たすことが、コーポレート・ガバナンスの基本であり、経営の重要課題の一つであると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則3－1】…情報開示の充実
(i)経営理念、経営計画等
<経営理念>
当社の企業哲学、企業理念は下記コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方をご参照ください。
<経営戦略・経営計画>
現在、事業年度毎の業績見通しは予算会議にて討議し、取締役会の承認の上で公表しておりますが、中期経営計画は対外公表はしておりません。
今後は、戦略的な方向付けとなる中期経営計画を早期に公表できるよう検討してまいります。

【補充原則4－11－3】…取締役会全体の実効性についての分析・評価
当社では、現時点で取締役会の実効性についての分析・評価は実施しておりません。今後、取締役会の実行性向上のため、実施に向けて評価手法を含め検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4】…いわゆる政策保有株式
<保有方針>
当社の事業は、電子部品、電子機器および生産器材の3セグメントから成り、幅広い事業を展開していることから、取引先との長期的・安定的な関係を構築することが、事業の円滑な推進を図り、ひいては当社の企業価値向上に資するものと考え、政策保有株式を保有しております。
なお、株式を保有する場合は、重要性の高いものは取締役会の承認を得るとともに、保有している株式については、毎期取締役会へ報告し、現況が保有目的から逸脱していないか、検証を行っております。
<議決権行使の基準>
提案された議案が株主価値を毀損するものでないか、当社との取引関係に悪影響を及ぼすものでないかを確認し、投資先企業の経営方針・戦略等を尊重した上で賛否を判断し、議決権を行使します。

【原則1－7】…関連当事者間の取引
取締役の競業取引および利益相反取引は基本的に行っておりませんが、その可能性の生じる場合には、取締役会規定に基づき取締役会の承認を得るとともに、取引後は、当該取引についての重要な事実を取締役会に報告することとしております。
なお、当社は現在主要株主は存在しておりません。

【原則3－1】…情報開示の充実
(ii)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
<基本的な考え方>
当社は、「本質之直視」を企業哲学と定め、ものづくりの現場から業務執行全般に至るまで、常に本質を見失うことなく事業を推進することにより、当社の企業理念である「なくてはならない器材・サービスを創出し世界の発展に貢献する」ことを追求し、社会に有用な企業であり続けたいと念願しております。
この目的の達成にあたっては、経営の諸問題に関して、業務の妥当性・効率性・適法性を確保し、ステークホルダーに対する責任を果たすことが、コーポレートガバナンスの基本であり、経営の重要課題の一つであると認識しております。
<基本方針>
1．株主の権利・平等性の確保に努めます。
2．株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努めます。
3．適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
4．透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
5．株主との建設的な対話に努めます。

(iii)取締役の報酬決定に関する方針と手続
取締役の報酬は、株主の皆様の負託に応え、各事業年度の連結業績の向上および中長期的な企業価値向上へのインセンティブとするため、固定報酬に業績連動報酬を加えた構成となっております。

(iv)取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役候補者は、社長が必要な見識、知識・経験、能力などのバランスを総合的に勘案して、その職責にふさわしい者を提案し、その後取締役会で決定しております。
また、監査役候補者の提案は、社長が上記基準に基づき、事前に監査役会に候補者を提示し、同意を得た上で、取締役会で決定しております。

(v)取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役・監査役の選任・指名については、「株主総会招集ご通知」に個人別の略歴に加え、個々の選任理由も併せて記載しております。

【補充原則４－１－１】…取締役会等が意思決定すべき事項の範囲
　取締役会で決議すべき事項は取締役会規定に定められており、それらは、法令に定められた事項、定款に定められた事項および経営方針や経営に関する重要な業務に関する事項から構成されております。
　執行役員は、取締役会が決定した基本方針に従い、業務執行にあたり、執行機能の強化を確保しております。

【原則４－８】…独立社外取締役の有効な活用
　当社は独立社外取締役を3名選任しており、その豊富な経験と高い見識に基づき取締役会で有益な発言を行っており、独立社外取締役として会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与すべく役割を十分に果たしていると考えております。

【原則４－９】…独立社外取締役の独立性判断基準および資質
　当社は金融商品取引所が定める独立性基準に加えて、以下を満たすよう独立社外取締役を選任しております。
1. 当社の主要株主(総株主の議決権の10%以上の議決権を有している株主)の重要な業務執行者(取締役、監査役、執行役員または重要な使用人)でないこと。
2. 当社の主要な取引先(直近事業年度における当社との取引の支払額または受取額が、当社または取引先の連結売上高の2%超)の重要な業務執行者でないこと。
3. 当社から多額の報酬または寄付(直近事業年度において、個人は1千万円以上、法人・団体は連結売上高の1%超)を受領する弁護士、公認会計士、各種コンサルタント、教育専門家でないこと。

【補充原則４－１１－１】…取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方
　【原則３－１】情報開示の充実(iv)取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則４－１１－２】…適切な業務遂行に向けた取締役等の兼任状況
　取締役・監査役の指名にあたっては、その役割・責務を果たすために必要となる時間・労力を確保できるよう、他の上場会社の役員の兼務状況を確認するとともに、毎年、事業報告および株主総会参考書類において開示しております。

【補充原則４－１４－２】…取締役・監査役に対するトレーニングの方針
　取締役は、その役割と責務を果たす上で必要な知識・情報の取得や更新のため、外部セミナーや交流会等に参加しております。
　監査役は、日本監査役協会などの研修セミナーや他社監査役との交流を通じて、必要な知識のアップデートを都度行っております。

【原則５－１】…株主との建設的な対話に関する方針
　当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主・投資家の皆様との建設的な対話の促進に努めます。
1. 株主・投資家の皆様との対話につきましては、総務部・経理部が担当し、担当役員が統括します。なお、取締役への対話の申込みに対しては、面談の目的・内容等を考慮のうえ対応を検討します。
2. 対話の方法は、中間・期末の決算説明会の他、個別面談にも適宜対応します。
3. 対話の内容は、必要に応じて取締役会へフィードバックします。
4. 株主・投資家の皆様との対話において、インサイダー情報を伝達することはいたしません。なお、当社は、四半期毎の決算日翌日から決算発表日までを沈黙期間と設定し、決算に関する質問への回答やコメントを差し控えることにしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,262,500	9.71
公益財団法人双葉電子記念財団	3,255,626	7.41
川崎　まり	1,866,132	4.25
株式会社千葉銀行	1,857,850	4.23
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	1,603,690	3.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,323,500	3.01
細矢　晴江	1,225,060	2.79
衛藤　通彦	1,069,774	2.43
桜田　恵美子	1,069,774	2.43
衛藤　捷己	1,014,874	2.31

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月

業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
茂木　康三郎	他の会社の出身者								△			
勝田　忠生	他の会社の出身者											
庄村　裕	公認会計士								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
茂木　康三郎	○	茂木康三郎氏は、過去に利根コカ・コーラボトリング株式会社(現　コカ・コーライーストジャパン株式会社)の代表取締役社長であり、当社は、同社から一般消費者として不定期に飲料購入の取引がありましたが、その金額は年間3万円未満であり、十分に独立性を有していると判断しております。	茂木康三郎氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、取締役会の構成員として独立性の高い立場から、当社の経営に対する積極的な提言・助言をいただくことで、取締役会の透明性の向上と監督機能をさらに強化できるものと判断して社外取締役に選任しております。また、同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。
勝田　忠生	○	該当なし	勝田忠生氏は、各社における豊富な経験と幅広い見識を有しており、取締役会の構成員として独立性の高い立場から、当社の経営に対する積極的な提言・助言をいただくことで、取締役会の透明性の向上と監督機能をさらに強化できるものと判断して社外取締役に選任しております。同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として

			指定しました。
庄村　裕	○	庄村裕氏は、平成9年から平成19年まで当社の会計監査人である監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)に所属していましたが、会計監査等にて当社への関与はありませんでした。 また、当社は、庄村裕氏が代表をつとめる合同会社グローアップと平成19年から平成24年までの間にコンサルタント契約に基づく取引が随時ありましたが、当社からの報酬額は連結売上高の1%未満であり、当社の「社外取締役の独立性判断基準」に抵触せず、独立性は十分確保されています。 なお、庄村裕氏は、株式会社オートウェーブの監査役ですが、当社は、同社との取引関係はありません。	庄村裕氏は、公認会計士として豊富な経験と高度な見識を有しており、取締役会の構成員として独立性の高い立場から、当社の経営に対する積極的な提言・助言をいただくことで、取締役会の透明性の向上と監督機能をさらに強化できるものと期待されるため、社外取締役に選任しております。また、同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査役会と会計監査人は定期的に、または必要に応じて意見・情報交換を行い、監査機能の実効性を高めるため相互に連携強化に努めております。
・内部監査を担当する内部監査部は、内部監査の結果を監査役会および会計監査人に報告するなど、緊密な連携をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
角本　敬	他の会社の出身者													
近藤　一顕	他の会社の出身者													
伊藤　正義	弁護士													
椎津　正久	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
角本　敬		―――	角本敬氏は、株式会社東京三菱銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行)において、豊富な経験をされていることから、その幅広い見識を当社の監査業務に生かしていただけるものと判断したため、社外監査役に選任しております。
近藤　一顕		―――	近藤一顕氏は、株式会社千葉銀行および株式会社ちばぎん総合研究所において、豊富な経験をされていることから、その幅広い見識を当社の監査業務に生かしていただけるものと判断したため、社外監査役に選任しております。
伊藤　正義	○	該当なし	伊藤正義氏は、弁護士としての豊富な経験を有していることから、法務全般に関する専門的な知見による、客観的かつ公正な立場からの監査を期待して社外監査役に選任しております。同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。
椎津　正久		―――	椎津正久氏は、株式会社千葉銀行、ちばぎん保証株式会社および東方エージェンシー株式会社において、経営者として豊富な経験をされていることから、その幅広い見識を当社の監査業務に生かしていただけるものと判断したため、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

役員退職慰労金制度の廃止に伴い、会社業績との連動性を高めた役員報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および事業報告にて、役員区分ごとの報酬等の総額を開示しており、当社ホームページにも掲載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額の算定において、会社業績との連動性を高めることとしております。
報酬等については、内規を定め、これに基づく取締役に対する報酬等は取締役会において決定し、監査役に対する報酬等は監査役協議の上で決定しております。
なお、取締役の報酬限度額は、平成元年6月29日開催の第46期定時株主総会において月額35百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議されており、監査役の報酬限度額は、平成元年6月29日開催の第46期定時株主総会において月額5百万円以内と決議されておりま

す。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

<社外取締役>
総務部より、社外取締役に対して、事前に取締役会の議題、議案の内容等を報告しています。
<社外監査役>
社外監査役の職務を補助すべき使用人は、総務部に置くものとしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1. 現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要

(1)会社の機関の基本説明
取締役会は、経営方針や経営に関わる重要な事項についての意思決定を行うとともに、執行役員による業務執行を監督しております。また、執行役員は、取締役会が決定した基本方針に従い、業務執行にあたり、執行機能の強化と効率性を確保しております。
なお、経営の健全性・透明性を確保するために、取締役および執行役員の任期を1年間とし、取締役10名中3名を社外取締役としています。さらに、監査役は4名全員を社外監査役とすることで、経営への監視強化をはかっております。

(2)内部監査及び監査役監査の状況
当社の内部監査の組織は、業務に精通した担当者を擁する内部監査部により、J－SOXを含めた内部統制全般への対応をはかると共に、子会社各部門を含めた業務管理・手続の適正化のための実地監査を定期的に行い、監視と業務改善の助言を通じて内部統制機能の強化に努めております。また、内部監査部は内部監査の結果を監査役会および会計監査人に報告するなど、緊密な連携をとっております。
当社の監査役は4名全員が社外監査役であり、社外の良識や経験、高い見識を兼ね備えた方を選任しております。監査役会は社外監査役4名で構成しており、取締役会をはじめ、予算会議などの会議に出席し、監査役個人の良識や経験、高い見識に基づいた客観的な視点から、ガバナンスのあり方と運営状況を監視すると共に、取締役を含めた経営の日常活動の監視を行っております。なお、定例取締役会および監査役会は毎月1回開催し、必要に応じ臨時取締役会および監査役会を適宜開催することとしており、平成27年度は、取締役会は15回、監査役会は12回開催しております。さらに、監査役会と会計監査人は定期的に又は必要に応じて意見・情報交換を行い、監査機能の実効性を高めるため、相互に連携強化に努めております。

(3)会計監査の状況
当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、坂本一朗氏および五十嵐勝彦氏であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。なお、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他2名であります。

2. リスク管理体制の整備の状況
リスク管理体制の整備の状況については、当社では、CSR(コーポレート・ソーシャル・レスポンスビリティ)推進部を設置し、その下にリスク管理課を置くことでリスク管理の責任部署を明確にし、リスク管理規定の整備、平時における予防体制の構築に取り組んでいます。また、リスク管理の実行性を確保するためにコンプライアンス・リスク管理(CR)委員会を設置しており、事業活動上の重大な事態が発生した場合には、緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行うことで、損害を最小限に止める体制をとっています。
また、想定されるリスクについては、天災をはじめ経営リスクや財務リスクなど多岐に渡りますので、当社では階層(取締役会から各部門まで)ごとに、それぞれの業務に応じたリスクを想定し、その回避および軽減をはかるよう適切なリスク管理活動を検討・実施しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記に記載の現状のコーポレート・ガバナンス体制において、経営及び取締役の監視・監査機能は十分に発揮され、業務の適正が確保されていると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前に発送しています。
招集通知(要約)の英文での提供	要約英訳版は、招集通知公表日に当社ホームページで閲覧可能です。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページのIRサイト上に公表しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年5月・11月に決算説明会を開催	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報および決算情報以外の適時開示資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署:総務部・経理部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業倫理規定等に規定
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境報告書の作成・公開、地域行事への支援・参加
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業倫理規定等に規定

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの整備の状況につきましては、当社グループが健全で持続的な発展をするために、当該システムを整備し運用することは経営上の重要な課題であると考えます。そのため、当社は取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決定し、その構築を速やかに行うことにより、関連法規の遵守をはじめ、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、資産の保全をはかっております。また、当該システムの運用につきましては、コンプライアンス体制、内部監査、情報管理、リスク管理などとの費用対効果を鑑み、より効率的に取り組むものとしております。

当社が上記の体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

「内部統制システムの整備に関する基本方針」
1．取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について

（1）取締役および使用人が法令・定款を遵守し、企業理念に基づく倫理的行動ができるよう「企業倫理規定」および「行動規範」を定める。
（2）事業に適用される法令等を識別し、関連部門に周知徹底することにより、法定要求事項を遵守する基盤を整備するとともに、社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会(以下、CR委員会という)を設置しコンプライアンス体制の維持・向上と教育を実施する。
（3）コンプライアンス違反に対するホットライン(社内通報制度)を充実させ、通報者が不利益を被らない体制を整備する。
（4）財務報告については、会計基準その他関連する諸法令を遵守するとともに、適正性を確保するための体制を構築し、その整備・運用状況を定期的に評価・改善する。
（5）社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、社内規定等に基づき、警察や弁護士等外部専門家とも連携して、全社を挙げて毅然とした姿勢で組織的に対応する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について

取締役の職務の執行に係る文書・情報等については、法令および社内規定に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、相当の期間、必要な関係者が閲覧可能な状態を維持することとする。

3．損失の危険の管理に関する規定その他の体制について

（1）事業目的に関連した経営に重大な影響を及ぼすリスクをトータルに認識、評価する仕組みを整備するとともに、リスク管理に関する規定を整備し、平時における予防体制を整備する。
（2）リスク管理の実効性を確保するためにCR委員会を設置する。
（3）事業活動上の重大な事態が発生した場合には、緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害を最小限に止める体制を整えることとする。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

（1）毎月1回の定例取締役会開催のほか、臨時取締役会を適宜開催するものとし、重要事項の決定および取締役の業務執行状況の監督等を行う。
（2）取締役会の機能強化と経営効率を向上させるため経営会議を開催し、重要事項の報告を受け、討議を行う体制を整える。
（3）執行役員制度を採用し、執行役員は取締役会で決定した基本方針に従い、業務執行にあたり、執行機能の強化と効率性を確保する。
（4）業務運営については、組織に基づく職務分掌と職務権限を定め、適正に遂行されるよう整備するとともに、指揮・報告ルートを定める。

5．当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

（1）当社グループ共通の企業理念、ビジョン、行動規範からなる「Futaba Way」を制定し、当社ならびに子会社の取締役および使用人に周知徹底を図る。
（2）関係会社管理規定を定め、事業内容の定期的な報告を受けるとともに、重要な事業案件についての事前協議・決裁を通して、当社グループ各社の経営管理を行う。
（3）本社担当部門はグループ各社の自主的経営を尊重しつつ、事業部門と連携し、グループ各社の経営施策と効率的運営を実施させるため適宜指導・支援を行うものとする。
（4）内部監査担当部門は、当社グループ全体に関する内部監査を実施する。

6．監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について

（1）監査役の職務を補助すべき使用人は、総務担当部門に置くものとする。また、当該使用人の職務内容は監査役会との適正な意思疎通に基づき決定する。
（2）取締役は当該使用人の人事異動については、監査役会と事前協議するものとする。

7．当社ならびに子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について

（1）当社の取締役は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項またはコンプライアンスに違反する行為等についての報告体制を整え、その適切な運用を維持することにより、監査役への報告体制を確保する。なお、報告者に対しては、報告したことを理由として不利な取扱いを受けない体制を整備する。
（2）監査役は必要に応じていつでも取締役および使用人に対して報告を求めることができるとともに、重要な会議への出席およびそれらの議事録等の重要書類の閲覧を求めることができる。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

（1）代表取締役と監査役は相互の意思疎通を図るため定期的な会合を開催する。
（2）監査役は監査実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士等外部アドバイザーを任用できる。
（3）監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づき費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに処理する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記「内部統制システムの整備に関する基本方針」1.(5)に定め、これに基づき対応しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

(1)決定事項
重要な決定事実については、原則として毎月１回開催する取締役会において決定するほか、必要に応じて適宜取締役会を開催することにより速やかな決定を行っております。決定された重要事実については、情報取扱責任者が開示対象となる情報(以下、「開示対象情報」という)を適切に識別し、東京証券取引所の定める有価証券上場規程ならびに金融商品取引法や関係法令、規則などに基づき、適時開示に該当する場合には、速やかに情報取扱担当(総務部)を通して適時開示を行い、その後、総務部は当該情報を公表すると共に、当社ホームページに公表資料を掲載するなど、情報開示の徹底をはかっております。

(2)発生事実
重要事実が発生した場合、当該事実が発生したことを確認した部署から速やかに所属するセンターの管理部門に情報が集約され、センター長に対して報告がなされます。その後センター長から報告を受けた情報取扱責任者を中心に関係部署が当該情報の内容検討を行うと共に、適時開示に該当する場合には、上記「決定事実」と同様の手続きにより速やかな情報開示の徹底をはかっております。

(3)決算に関する情報
四半期決算を含め、経理担当部門が作成した財務諸表について取締役会が承認、または会計監査人・監査役会の監査を経て取締役会が承認した場合、もしくは、業績予想の修正や配当予想の修正などの開示対象情報が発生した場合についても、上記「決定事実」と同様の手続きにより速やかな情報開示の徹底をはかっております。

(4)その他
当社は子会社の開示対象情報についても情報開示の徹底をはかると共に、適時開示の義務がないとされる情報についても、投資家の投資判断に影響を及ぼすと認識したものについては、上記「決定事実」と同様の手続きで公表しております。
また、上記重要事実に係る情報については、社内規定を制定し、関係部署・関係者に対し管理の徹底をはかっております。

【参考資料：コーポレート・ガバナンス体制の模式図】

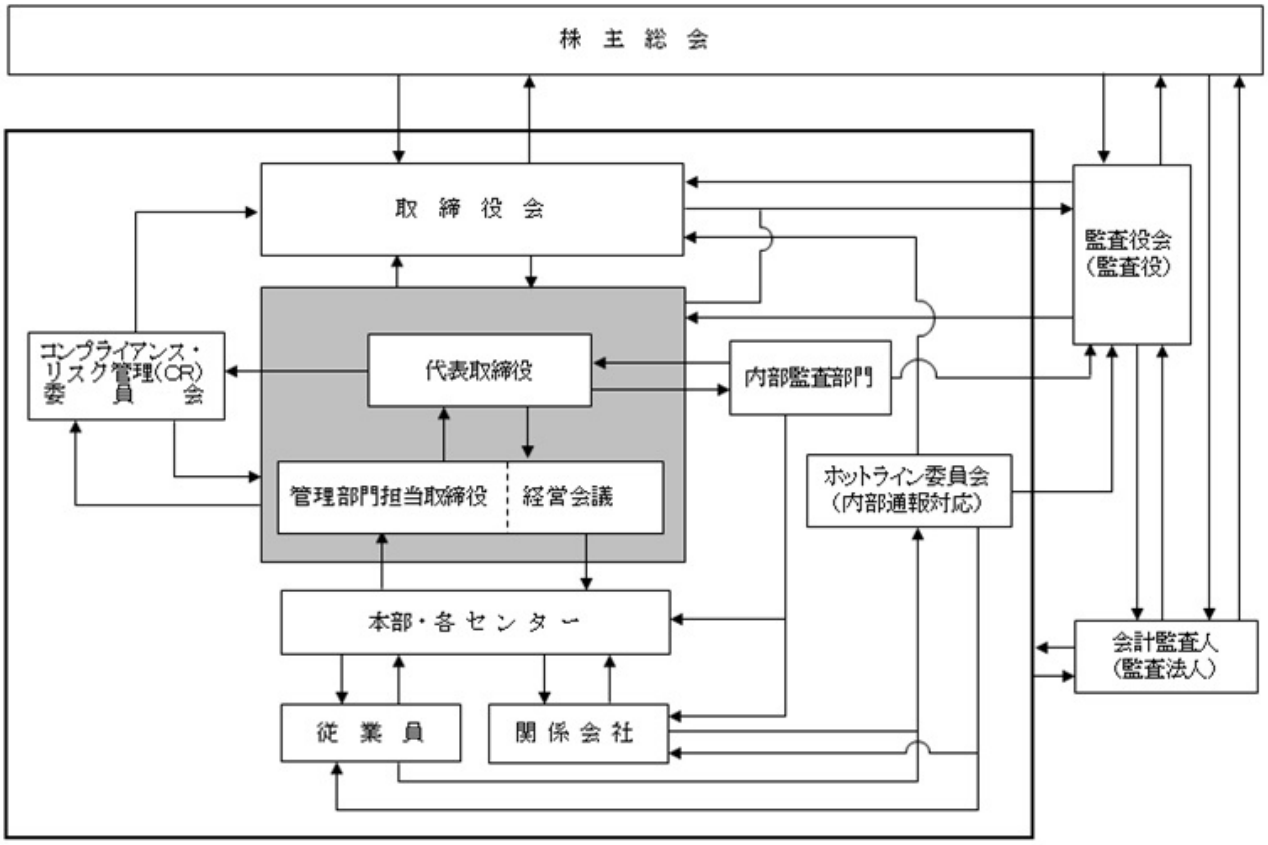

(→は、報告、監督、モニタリング、監査、選任等を表示しております)